

議案第99号

北上市農村公園条例の一部を改正する条例

北上市農村公園条例（平成3年北上市条例第127号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
<u>臥牛農村公園</u>	<u>北上市臥牛11地割239番1</u>	黒岩農村公園	[略]
黒岩農村公園	[略]	[略]	
[略]		上門岡農村公園	[略]
上門岡農村公園	[略]	津村田農村公園	[略]
<u>下門岡農村公園</u>	<u>北上市稲瀬町前田276番</u>	[略]	
津村田農村公園	[略]	岩崎新田農村公園	[略]
[略]		<u>上藤根農村公園</u>	<u>北上市和賀町藤根14地割144番</u>
岩崎新田農村公園	[略]	下藤根農村公園	[略]
<u>上藤根農村公園</u>	<u>北上市和賀町藤根14地割144番</u>	[略]	
下藤根農村公園	[略]		
[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 2 月 28 日 提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

臥牛農村公園、下門岡農村公園及び上藤根農村公園を廃止しようとするものである。